

平成21年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局企画調整課、行政手続・制度調査室

情報公開推進室、個人情報保護室

評価年月 平成21年7月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策2 適正な行政管理の実施。

（政策の基本目標）

- ・ 簡素で効率的な政府を実現するために、国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構（組織）・定員等の審査に関する取組を進めていく。
- ・ 行政の透明性向上と信頼性確保のため、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。特に、行政不服審査法及び行政手続法等の改正法が成立した場合は、その施行のための準備を行い、新制度への円滑な移行を確保する。

（政策の概要）

ア 国の行政組織等の減量・効率化

定員の大胆な再配置と一層の純減の確保を図ることとし、各府省からの機構の新設・改正・廃止の要求を厳正に審査し、機構・定員等のスリム化を図っている。定員については、「平成18年度以降の定員管理について」（平成17年10月閣議決定）に従って、平成17年度から21年度までの5年間で33,230人の定員合理化を目指す（20年度（21年度末定員）において目標達成予定）。

また、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月閣議決定）に従って、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減目標の達成を目指す。

独立行政法人等についても、各法人ができるだけスリムで効率的な姿となるよう、共通的制度の企画及び立案を行うとともに、法人の新設や設立根拠法の改正についての審査を行っている。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

行政手続法（平成5年法律第88号）及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の適正かつ円滑な運用を確保するため、制度の周知、施行状況調査の実施、運用改善のための通知等の発出、各行政機関等の担当職員に対する研修等の実施のほか、両法の改正法案を国会に提出している。

また、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）に基づく日本版ノーアクションレター制度の適正かつ円滑な運用を確保するため、実施状況調査の実施のほか、対象法令の範囲の拡大や照会者名を原則非公表とすること等の見直しを実施した。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独法情報公開法」という。）の適正かつ円滑な運用を確保するため、施行状況調査の実施等により、各行政機関等における開示請求や不服申立ての状況を把握、各行政機関等の担当職員に対する研修・啓発の実施、情報公開・個人情報保護審査会の答申や情報公開法に関する訴訟の判決等から、開示・不開示の判断の際に参考となる事例を整理し、各行政機関に配布、行政機関等連絡会議による情報共有等を行っている。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独法個人情報保護法」という。）の適正かつ円滑な運用を確保するため、施行状況調査の実施等により、行政機関等における監査・点検・教育研修の状況や個人情報の漏えい等の状況を把握、各行政機関等の担当職員に対する研修・啓発、情報公開・個人情報保護審査会の答申や行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法に関する訴訟の判決等から、開示・不開示の判断の際に参考となる事例を整理し、各行政機関に配布、行政機関等連絡会議による情報共有等、漏えい等の防止や幹部公務員の略歴公表の考え方等に係る通知の発出を行っている。

（平成20年度予算額）

185百万円

2 政策実施の環境

（1）政策をとりまく最近の情勢

ア 国の行政組織等の減量・効率化

国民に温かい効率的な政府をつくるために、「小さくて効率的な政府」を実現し財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることは、政府にとって喫緊かつ最重要課題の一つとなっている。国民に温かい効率的な政府を実現するためには、政府における人的資源の適切な再配分やスリム化を行う必要がある。機構・定員等は、予算（総人件費）の積算根拠ともなっており、行政の減量・効率化の取組は、予算膨張の抑制にも寄与するものである。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

行政不服審査法については、昭和37年の制定以来、実質的な見直しが行われておらず、その間に、行政手続法の施行及び行政事件訴訟法の改正などにより、密接に関連する制度との整合性を改めて整理する必要が生じるなど、行政を巡る周辺環境は大きく変化しており、「規制改革推進のための第1次答申」（平成19年5月30日規制改革会議決定）及び「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）等において、行政手続法及び行政不服審査法の改正についての検討の必要性が指摘されている。

総務省では、平成18年10月から17回にわたって「行政不服審査制度検討会」を開催し、有識者による専門的な検討を実施し、19年7月に行政不服審査法の抜本的改正のほか、行政手続法の一

部改正を内容とする最終報告を取りまとめた。

「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」に基づく日本版ノーアクションレター制度については、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議決定）及び「規制改革推進のための第1次答申」等において、「対象事項が行政処分に係るものとされており対象事項が限定的」との指摘があったほか、制度の在り方について検討するために実施したパブリックコメントにおいて、制度を利用したことがない理由として、照会者名が公表されることを挙げる意見が多く寄せられたことから、対象法令の範囲の拡大や照会者名を原則非公開とすること等を内容とする「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の一部改正について」を平成19年6月22日に閣議決定した。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

（ア）情報公開制度

平成19年度における行政機関情報公開法及び独法情報公開法の開示請求件数は、行政機関が61,089件、独立行政法人等は5,794件となっており、多くの国民が両法に基づく開示請求制度の活用を行っている。

また、公文書等の管理については、保存期間満了前の誤廃棄や倉庫への放置など不適切な事例がみられたことから、公文書管理担当大臣の下、平成20年3月から10月まで開催された「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の最終報告（平成20年11月4日）を踏まえ、内閣府等とともに「公文書等の管理に関する法律案」を平成21年3月、国会に提出し、平成21年6月24日に成立した。

（イ）個人情報保護制度

平成19年度における行政機関における個人情報の適切な管理のための監査、点検、教育研修は、前年度に比べ増加（監査実施機関：39機関 40機関、点検を実施した保護管理者数：25,619人 26,111人、研修回数：6,579回 8,430回）している。一方で、漏えい等件数については、前年度よりも減少しているものの、行政機関で531件、独立行政法人等で676件となっている。

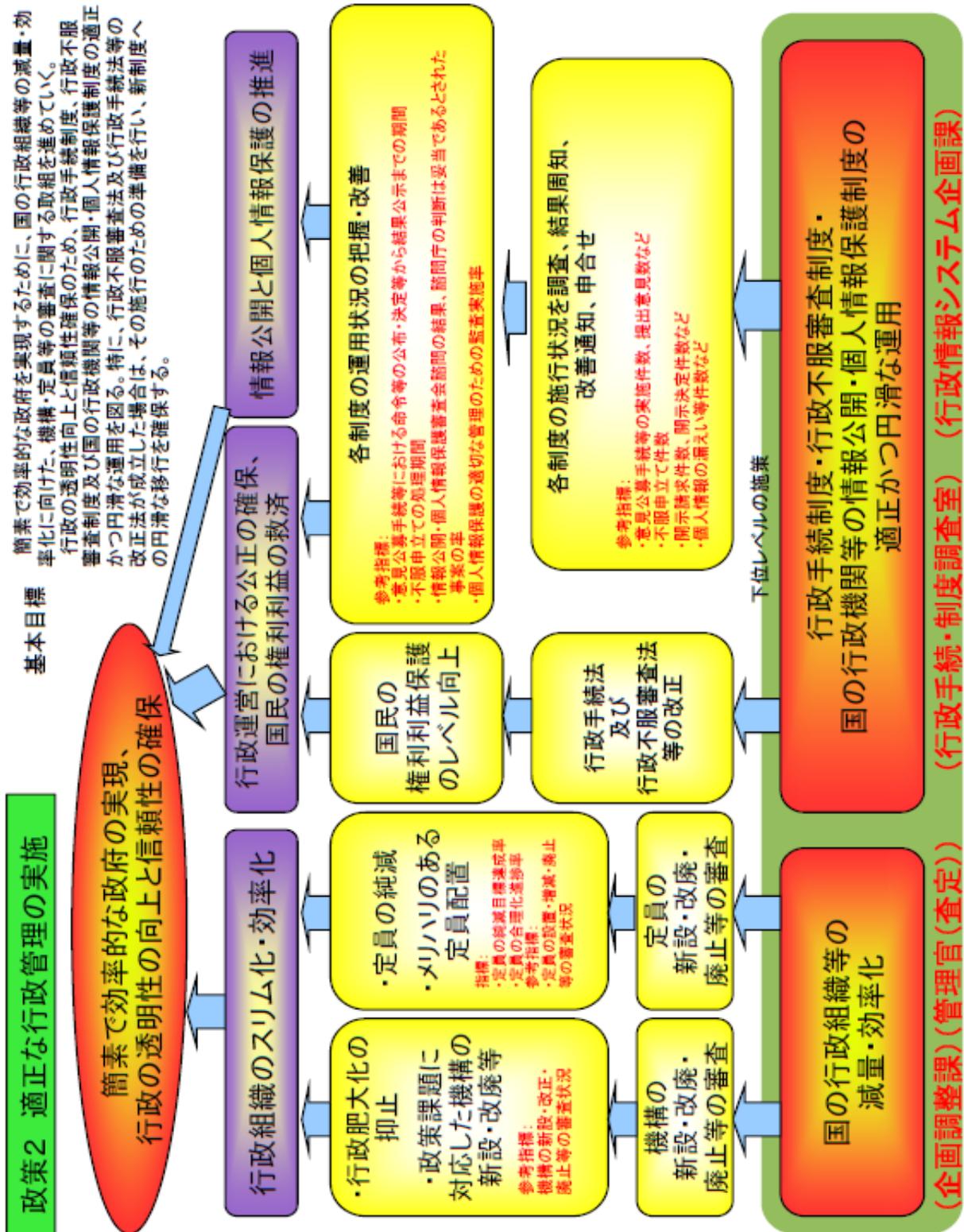
また、行政機関個人情報保護法及び独法個人情報保護法については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）の見直し検討の中で、国民生活審議会から「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」において、「国の行政機関等における個人情報の提供について、情報提供の意義を踏まえた上で、法の適切な運用が図られることが重要である。」との意見が提出された。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針 (主なもの)

施政方針演説等	年 月 日	記載事項 (抜粋)
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律 (行革推進法)	平成18年6月2日	平成 22 年度の国家公務員の年度末総数を、平成 17 年度末総数の 5 % 相当数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずる。
国の行政機関の定員の純減について	平成18年6月30日 (閣議決定)	国の行政機関の定員 (平成 17 年度末定員を基準とする。以下同じ。) 332,034 人に対して、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で…… 18,936 人 (5.7%) 以上の純減を確保する。
施政方針演説	平成19年1月26日	国の行政機関の定員について、5 年間で約 1 万 9000 人の純減を確実に実施する。
施政方針演説	平成20年1月18日	来年度四千人以上の公務員の純減を行います。
施政方針演説	平成21年1月28日	国の行政機関の定員については、社会保険庁の廃止によるものを含め、約一万五千人を純減します。
個人情報の保護に関する基本方針	平成16年4月2日閣議決定。平成20年4月25日一部改正	行政機関個人情報保護法上、必要性が認められる場合は、個人情報の公表等は可能となっており、情報提供の意義を踏まえた上で、同法の適切な運用を図るものとする。

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程（いわゆる「ロジック・モデル」）



(2) 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度 (19年度審査)	19年度 (20年度審査)	20年度 (21年度審査)
定員の合理化進捗率	(平成17年度～21年度)16年度末定員の10%以上を定員合理化	20年度 (21年度査定)	定員合理化進捗率 (当該年度までの定員合理化数/定員合理化目標数)	59.9% (19,901/ 33,230)	80.8% (26,864/ 33,230)	103.3% (34,318/ 33,230)
定員の純減目標達成率	(平成18年度～22年度)17年度末定員の5.7%以上の純減を確保	21年度 (22年度査定)	純減目標達成率(当該年度までの純減数/純減目標数)	19.2% (3,631/ 18,936)	40.9% (7,753/ 18,936)	52.7% (9,974/ 18,936)

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度	
機構の新設・改正・廃止、定員の設置・増減・廃止等の審査状況	行政組織等の減量・効率化が計画的・積極的に推進されているか。	国の行政機関の定員については以下のとおり重要な施策・分野に重点的に増員しメリハリある定員管理を実現。			
			平成18年度 (19年度審査)	平成19年度 (20年度審査)	平成20年度 (21年度審査)
		治安の回復	1,936人	1,968人	2,119人
		徴税機能の強化	1,041人	1,047人	1,039人
		国民の安全・安心の確保	847人	1,019人	2,220人
		233人	213人	216人	
		<p>機構については、新たな政策課題に対応すべく、平成18年度(19年度審査)において統計委員会の設置(統計審議会の廃止)等、平成19年度(20年度審査)において観光庁及び運輸安全委員会の設置(海難審判庁、船員労働委員会、航空・事故調査委員会等の廃止)等、平成20年度(21年度審査)において消費者庁の設置(内閣府国民生活局等の廃止)等を認めることとしたが、スクラップアンドビルドを通して機構の肥大化を抑止した。</p> <p>独立行政法人については、平成18年度(19年度審査)において7法人を3法人(国立文化財機構、農林水産消費安全技術センター、森林総合研究所)に統合及び自動車検査独立行政法人の非公務員化等、平成19年度審査(20年度審査)において1法人の廃止(緑資源機構)及び1法人の新設(気象研究所)等、平成20年度(21年度審査)においては2法人の廃止(メディア教育センター、国立国語研究所)等整理合理化を進め、104あった独立行政法人(平成18年4月1日)が現在99法人(平成21年4月1日現在)となっている。</p> <p>地方事務所・出張所等の見直しについては、主なものとして以下のとおりである。</p> <p>法務局・地方法務局の支局・出張所</p>			
		40カ所削減(18年度作成スリム化方針)	20カ所削減(19年度作成スリム化方針)	60カ所削減(20年度作成スリム化方針。21～22年度の間に実現。)	
		税関の出張所			
		6カ所削減	7カ所削減	1カ所削減	

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
意見公募手続制度の運用状況	実施件数、意見提出期間、提出意見数、意見考慮期間、意見の反映状況、結果公示までの期間等について調査し、制度が適正かつ円滑に運用されているか把握する。	<p>実施件数：839件</p> <p>意見提出期間が30日以上の場合の割合：93.1%</p> <p>提出意見数：36,500</p> <p>意見考慮期間が5日以上の場合：92.6%</p> <p>提出意見が反映された案件の割合：25.3%</p> <p>命令等の公布・決定等から結果公示までの期間が5日未満の場合の割合：80.7%</p>	<p>実施件数：839件</p> <p>意見提出期間が30日以上の場合の割合：93.1%</p> <p>提出意見数：36,500</p> <p>意見考慮期間が5日以上の場合：94.0%</p> <p>提出意見が反映された案件の割合：28.8%</p> <p>命令等の公布・決定等から結果公示までの期間が5日未満の場合の割合：79.7%</p>	調査中
行政不服審査制度の運用状況	不服申立ての件数、申立ての処理期間等について調査し、制度が適正かつ円滑に運用されているか把握する。	<p>不服申立て件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国：18,774件 ・地方公共団体：16,170件 <p>6か月以内に申立てが処理された割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国：63.0% ・地方公共団体：57.0% 		調査中

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
国の行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度の運用状況	開示請求件数、開示決定等件数、審査会諮問で諮問庁の判断が妥当であるとされた事案の率などを調査し、適正かつ円滑に運用されているかどうか把握する。	<p>開示請求件数 行政機関：49,930件、独立行政法人等：4,316件)</p> <p>開示決定等件数 (行政機関:42,349件、独立行政法人等：3,878件)</p> <p>期限までに開示決定等が行われたもの(行政機関：99.3%、独立行政法人等：99.9%)</p> <p>審査会諮問で諮問庁の判断が妥当であるとされた事案の率(行政機関：80.1%、独立行政法人等：69.4%)</p>	<p>開示請求件数 行政機関：61,089件、独立行政法人等：5,794件)</p> <p>開示決定等件数 (行政機関:49,750件、独立行政法人等：5,568件)</p> <p>期限までに開示決定等が行われたもの(行政機関：99.4%、独立行政法人等：99.8%)</p> <p>審査会諮問で諮問庁の判断が妥当であるとされた事案の率(行政機関：88.2%、独立行政法人等：83.3%)</p>	調査中
国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度の運用状況	監査実施率、漏えい等件数などを調査し、適正かつ円滑に運用されているかどうか把握する。	<p>個人情報の適切な管理のための監査実施率(行政機関：95.1%、独立行政法人等：81.1%)</p> <p>漏えい等の件数(行政機関:530件、独立行政法人等：1,277件)</p>	<p>個人情報の適切な管理のための監査実施率(行政機関：100%、独立行政法人等：85.6%)</p> <p>漏えい等の件数(行政機関:531件、独立行政法人等：676件)</p>	調査中

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

ア 国の行政組織等の減量・効率化

国の行政機関の定員に関し、定員合理化は17年度から21年度までの5年間で16年度末定員332,239人の10%(33,230人)以上を定員合理化するという当初の目標を達成、17年度末定員332,034人に対し、平成18年度から22年度までの5年間で18,936人(5.7%)以上の純減を確保するという純減目標についても、その達成に向けて取り組んでいる一方で、治安、徴税、安全・安心、総合的な外交力といった政府として重要な施策・分野に重点的に増員することにより、メリハリをつけた厳格な定員管理を実施している。機構、独法等についても、スクラップアンドビルド、独立行政法人整理合理化計画に基づく毎年度の審査や地方事務所・出張所等の見直し等を通じて組織膨張の抑止、独法数の減少・独法のコスト削減を実現し、着実に減量・効率化を進めている。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

施行状況調査の実施等により各府省等における制度の運用状況を把握するとともに、調査結果に応じた通知の発出等を行うほか、各府省等からの照会や研修を通じた制度の趣旨の徹底、省広報誌による制度の周知等を実施。

施行状況調査の結果を見ると、概ね適正かつ円滑な運用が図られており、取組が効果を上げているといえる。

一方で、行政手続制度に関しては一部に提出意見を十分に考慮していることにつき一般から疑念を持たれることになりかねない案件、命令等を制定してから長期間にわたり結果公示が実施されていない案件が、行政不服審査制度に関しては裁決に至るまでに長期間を要している案件が見られ、各府省に通知を出すなど処置している。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の運用

施行状況調査の実施等により各府省等における制度の運用状況を把握するとともに、調査結果に応じた通知の発出等を行うほか、各府省等からの照会や研修を通じた制度の趣旨の徹底、省広報誌等による制度の周知等を実施。

以上の実施結果によると、不開示決定の判断が妥当でないと情報公開・個人情報保護審査会に判断されたものや、個人情報の適切な管理のために必要とされる監査を実施していないものが見受けられるところであるが、その状況は改善されつつあることから、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起等を行う必要がある。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

ア 国の行政組織等の減量・効率化

社会経済情勢の変化に対応しつつ、簡素で効率的な政府を実現するためには、行政需要に応じた定員の再配置と行政のスリム化を行う必要がある。機構・定員等は、予算(総人件費)の積算

根拠ともなっており、行政の減量・効率化の取組は、予算膨張の抑制にも寄与するものである。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

行政手続制度

平成 19 年度における行政手続法に基づく意見公募手続の実施件数は、839 件であり、36,500 件の意見が提出されている。

多くの国民から本制度が利用されていること及び行政機関が定めようとする命令等の案について広く一般からの意見提出を求めることにより、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益を保護するため、本政策には、必要性が認められる。

また、「規制改革推進のための第 1 次答申」、「規制改革推進のための 3 か年計画」等において、行政指導について不服を申し出るための手続を行政手続法に規定すること等について検討する必要性が指摘されており、行政指導の中止等の申出制度の創設等を内容とする「行政手続法の一部を改正する法律案」を平成 20 年通常国会に提出した。

行政不服審査制度

直近の調査年度である平成 18 年度における行政不服審査法に基づく不服申立て件数は、国及び地方公共団体合わせて 34,944 件であった。

多くの国民から本制度が利用されていること及び行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対し広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くため、本政策には必要性が認められる。

また、「規制改革推進のための第 1 次答申」、「規制改革推進のための 3 か年計画」等において、行政不服審査法を、より利用しやすい簡易迅速な手続とするため必要な措置を講ずる必要性が指摘されており、不服申立ての種類の一元化・審理の一段階化、審理員による審理手続の導入、行政不服審査会への諮問手続の導入、標準審理期間の設定、審理手続の計画的遂行等を内容とする「行政不服審査法案」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を平成 20 年通常国会に提出した。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

国の行政機関等の情報公開制度の運用状況については、不開示決定の判断が妥当でないとして情報公開・個人情報保護審査会に判断されたものがある（19 年度において、審査会諮問で諮問庁の判断が妥当であるとされた事案の率：行政機関 88.2%、独立行政法人等 83.3%）。

また、国の行政機関等の個人情報保護制度の運用状況については、個人情報の適切な管理のために必要とされる監査を実施していないものが見受けられるとともに（19 年度監査実施率：行政機関 100%、独立行政法人等 85.6%）個人情報の漏えい等事案も存在する（19 年度：行政機関 531 件、独立行政法人等 676 件）。

このため、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起等を行う必要がある。

(イ) 有効性

ア 国の行政組織等の減量・効率化

定員審査

() 定員合理化

「平成 18 年度以降の定員管理について」(平成 17 年 10 月 4 日閣議決定)に基づき、17 年度から 21 年度までの 5 年間で 16 年度末定員 332,239 人の 10%(33,230 人)以上を定員合理化することを目標。

17 年度～21 年度査定で計 34,318 人を定員合理化(目標数の 103.3%)し目標達成。

() 定員の純減

「国の行政機関の定員の純減について」(平成 18 年 6 月 30 日閣議決定)に基づき、国の行政機関の定員について、17 年度末定員 332,034 人に対し、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で 18,936 人(5.7%)以上の純減を確保することを目標。

18 年～21 年度査定で計 9,974 人の純減を確保。(目標数の 52.7%)

上述のとおり、目標を達成、又は目標達成に向けて着実に取り組んでいる一方、下表のとおり治安、徴税、安全・安心、総合的な外交力といった政府として重要な施策・分野に重点的に増員することにより、メリハリをつけた厳格な定員管理を実施している。

	平成 18 年(平成 19 年度審査)	平成 19 年(平成 20 年度審査)	平成 20 年(平成 21 年度審査)
治安の回復	1,936 人	1,968 人	2,119 人
徴税機能の強化	1,041 人	1,047 人	1,039 人
国民の安全・安心の確保 (防災・テロ対策等)	847 人	1,019 人	2,220 人
総合的な外交力の強化	233 人	213 人	216 人

以上の取り組みにより、国の行政組織等の減量・効率化が実現されているといえ、有効性が認められる。

機構審査

新たな政策課題に対応すべく、平成 19 年度審査(18 年度実施)において統計委員会の設置(統計審議会の廃止)等、平成 20 年度審査(19 年度実施)において観光庁及び運輸安全委員会の設置(海難審判庁、船員労働委員会、航空・事故調査委員会等の廃止)等、平成 21 年度審査(20 年度実施)において消費者庁設置(内閣府国民生活局等の廃止)等を認めることとしたが、スクラップアンドビルドを通して機構の肥大化を抑止した。

以上のとおり、スクラップアンドビルドを通して行政組織の肥大化防止・効率化に寄与しており、有効性が認められる。

独立行政法人・特殊法人の審査

() 独立行政法人

独立行政法人については、平成 19 年度審査(18 年度実施)において 7 法人を 3 法人(国立文化財機構、農林水産消費安全技術センター、森林総合研究所)に統合及び自動車検査独立行政法人の非公務員化等、平成 20 年度審査(19 年度実施)において 1 法人の廃止(緑資源機構)及び 1 法人の新設(気象研究所)等、平成 21 年度審査(20 年度実施)においては 2 法人の廃止(メディア教育センター、国立国語研究所)等整理合理化を進め、104 あった独立行政法人(平成 18 年 4 月 1 日)が現在 99 法人(平成 21 年 4 月 1 日現在)となっている。

また独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)等を踏まえ、平成 20 年度においては、次の横断的事項についてのフォローアップ等を行った。

随意契約の見直し：競争性のない随意契約の全契約に占める割合

47.6% 39.7%(平成 19 年度)

給与水準の適正化：新設法人を除く 98 法人中約 2/3 の法人において、前年度より対国家公務員指数(事務・技術職員)が減少。

また、事務・技術職員の給与水準が国を上回る法人すべてにおいて目標水準・目標期限を設定して給与水準の適正化に計画的に取り組むこととした結果、平成 22 年度までに対国家公務員指数(年齢勘案)で最大約 17 ポイント、平均約 2 ポイント減少するものと推計。

総人件費改革の取組：平成 19 年度において、基準となる平成 17 年度実績に比して人件費削減を行う 83 法人においては全体で 1.7%、人員数削減を行う 17 法人においては全体で 6.3%減少。

また、整理合理化計画を踏まえ、不要財産の国庫納付の義務付け、監事の職務権限の強化(当局担当部分)等を内容とする「独立行政法人改革法案」(独立行政法人通則法の一部を改正する法律案・独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案)を平成 20 年通常国会に政府の行政改革推進本部事務局から提出済み(継続審議)。

() 特殊法人

今通常国会に提出された関連法案について、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)及び「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)、「政策金融改革に関する制度設計」(平成 18 年 6 月 27 日政策金融改革推進本部決定)等既存の決定との整合性を審査した。

上記の取組等により、5 法人の減少、財政支出に関して平成 20 年度実施には対前年度比で 1,569 億円、平成 21 年度には対前年度で 1,372 億円と大幅なコスト削減が着実に進んでおり、有効性が認められる。

地方事務所・出張所等の見直し

- ・平成 19 年度（平成 18 年度実施）
 - 法務局・出張所の統廃合 40 力所（法務省）
 - 税関の出張所 6 力所削減（財務省）
 - 労働基準監督署・公共職業安定所の再編 13 労働局管内 23 署所（厚生労働省）
 - 北海道開発局の事務所・事業所等の統廃合 12 力所削減（国土交通省）
- ・平成 20 年度（平成 19 年度実施）
 - 法務局・出張所の統廃合 20 力所（法務省）
 - 税関の出張所 7 力所削減（財務省）
 - 労働基準監督署・公共職業安定所の再編 5 労働局管内 6 署所（厚生労働省）
 - 北海道開発局の事務所・事業所等の統廃合 5 力所削減（国土交通省）
 - 観測所の削減 10 力所削減（国土交通省）
- ・平成 21 年度（平成 20 年度実施）
 - 法務局・出張所の統廃合 60 力所(21 年度以降)（法務省）
 - 税関の出張所 7 力所削減 1 力所（財務省）
 - 労働基準監督署・公共職業安定所の再編 23 労働局管内 44 署所（厚生労働省）
 - 北海道開発局の事務所・事業所等の統廃合 6 力所削減（国土交通省）
 - 気象庁の測候所 10 力所削減（国土交通省）

上記のとおり、事務所・出張所に関して減量・効率化が進められており有効性が認められる。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

行政手続制度

平成 19 年度においては、全体の 93.1%（781 件）と高い割合で 30 日以上意見提出期間が確保されるなど、概ね行政手続法の原則どおりに運用されている。

また、行政機関が実施した 839 件の意見公募手続に対して 36,500 件の意見が提出されており（前年度に比べて、20,442 件増加）意見提出があった案件の 28.8%では、提出された意見を踏まえ、案の修正がなされている。

以上のように、運用状況の把握及び制度の周知等の取組には、有効性が認められる。

行政不服審査制度

直近の調査年度である平成 18 年度においては、国及び地方公共団体合わせて 27,421 件処理されており、このうち、2,930 件については、原処分が違法又は不当であるとして認容裁決がなされており、現実に権利利益の救済が図られている。

また、処理期間を見ると、全体の 60.5%（16,580 件）の案件が 6 か月以内に処理を完了している（前年度に比べて、7.2 ポイント増加）。

以上のように、運用状況の把握、制度の周知等の取組には、有効性が認められる。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

国の行政機関等の情報公開制度の運用状況

情報公開・個人情報保護審査会において諮問庁の不開示決定の判断が妥当であるとされた事案の率が上昇している(18年度:行政機関 80.1%、独立行政法人等 69.4% 19年度:行政機関 88.2%、独立行政法人等 83.3%)。

国の行政機関等の個人情報保護制度の運用状況

個人情報の管理状況に関する監査実施率が上昇している(18年度:行政機関 95.1%、独立行政法人等 81.1% 19年度:行政機関 100%、独立行政法人等 85.6%)。

以上より、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起等を行うことが有効であると考えられる。

(ウ) 効率性

ア 国の行政組織等の減量・効率化

平成 13 年以降、()局・部の改変を伴わないこと、全体数が増えないこと、を条件とした各省の本省庁内部部局における課室官の新設・改廃や()本省庁を通ずる内部部局の範囲内の定員移動、については各省の判断と責任で行い、かつ局、部等のその他の内部部局については重点的に審査する仕組みを採用することで、政府全体として弾力的・効率的組織運営が可能となっている。

機構審査部門については、業務量が多く、超過勤務が例年多かったが、20 年において仕事のたな卸し、見える化を実施し、印刷物の縮減、当番制の導入等業務の効率化に取り組み、業務時間、コストを縮減した。

毎年実施する定員管理等実態調査について、20 年度においては管区行政評価局管理官等による出張については必要最小限とし、旅費 3,114 千円(20 年度予算)を圧縮した。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

平成 19 年度～20 年度においては、行政手続法及び行政不服審査法等の改正法案の立案に取り組み、約 340 本の関連法律の整備法案とともに国会へ提出した。

この間、行政手続制度及び行政不服審査制度の施行状況調査の実施時期等を見直し、制度改正後に新たに設けられる制度についても併せて把握することとするなど、通常業務に支障を来さないよう、他の業務を極力効率的に実施した。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

情報公開法及び行政機関等個人情報保護法の施行状況調査について、調査票に自動集計機能を追加することなどにより、集計の効率化を図り、前年度よりも 10 日程度、早くとりまとめ・公表を実施した。

また、平成 20 年度においては、「情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース」の機能を活用して答申・判決の検索を行い、情報公開法のみならず、行政機関等個人情報保護法の開示・不開示の判断の際に参考となる事例についても取りまとめ、各行政機関に配布を行い、各行政機関における開示・不開示の判断の効率化を図った。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

ア 国の行政組織等の減量・効率化

機構等の審査について、行政組織が膨張しないよう引き続き取り組んでいく。

国の行政機関の定員については、平成21年度までの5年間で、10%の合理化目標を達成。引き続き、大胆な定員の再配置と行政のスリム化を進めるため、新たな定員合理化計画を策定する。また、21年度は5年5.7%定員純減の最終の取り組み年度であり、引き続き目標達成に向けて取り組んでいく。

イ 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用

行政手続法に基づく意見公募手続については、概ね行政手続法の原則に沿って運用されているが、意見公募の締め切りから命令等の公布・決定等までの期間が短いなど一部に提出意見を十分に考慮していることにつき一般から疑念を持たれることになりかねない案件、命令等を制定してから長期間にわたり結果公示が実施されていない案件が見られた。

このため、平成21年2月13日に各府省等に対し通知を发出。引き続き制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行う。

行政不服審査法については、容認・棄却等の状況、処理期間については大きな変動はないが、再審査請求については、裁決に至るまで1年を超えるものが約45%、認容率が約6%と、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済に結びついていない面もある。

このため現在国会に提出中の改正法案では、上記の再審査請求の廃止など不服申立ての種類の一元化・審理の一段階化、標準審理期間の設定等により、簡易迅速に権利利益の救済を図ることとしている。

ウ 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用

国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、不開示決定の判断が妥当でないと言情情報公開・個人情報保護審査会に判断されたものや、個人情報の漏えい等事案も存在する。このため、引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を行う。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 次期定員合理化計画の策定</p> <p>【下位レベルの施策名】 国の行政組織等の減量・効率化</p> <p>【主な事務事業】</p>	見直し・改善の方向性	17年度～21年度の定員合理化計画が終了したため、次期定員合理化計画を策定。
	(予算要求)	-
	(制度)	次期定員合理化計画を策定
	(実施体制)	現行実施体制の継続
<p>【課題】 ・行政手続法及び行政不服審査法等の改正 ・引き続き、現行の行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を確保</p> <p>【下位レベルの施策名】 行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用</p> <p>【主な事務事業】</p>	見直し・改善の方向性	<p>制度改正のための取組、新制度への円滑な移行のための準備の実施。</p> <p>行政の透明性の向上と信頼性の確保という観点から、引き続き、現行の行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図る。</p>
	(予算要求)	現行予算の継続
	(制度)	制度改正に向けた準備の実施
	(実施体制)	制度改正及び新制度への円滑な移行を確保するため、体制の充実を検討する。
<p>【課題】 不開示決定の判断が妥当でないと情報公開・個人情報保護審査会に判断されたものや、個人情報の漏えい等事案が存在</p> <p>【下位レベルの施策名】 国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用</p> <p>【主な事務事業】 ・情報公開・個人情報保護企画調整費 ・情報公開・個人情報保護制度運用経費</p>	見直し・改善の方向性	引き続き、行政機関・独立行政法人等連絡会議等において両制度の適切な運用に努めるよう注意喚起を実施。
	(予算要求)	現行予算の継続
	(制度)	現行体制の継続
	(実施体制)	現行実施体制の継続

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 21 年 5 月 27 日）において、本制作の評価の方向性に関しお諮りした。

(2) 評価に使用した資料等

・「平成 19 年度における情報公開法の施行の状況について」（平成 20 年 8 月 総務省行政管理局 情報公開推進室）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/jyouhou_sikou19.html

・「平成 19 年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について」（平成 20 年 8 月 総務省行政管理局個人情報保護室）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojyokyo_h19.html